

令和6年度 長野市消費生活協議会 会議録

日 時 令和6年10月31日（木）午前10時30分～11時40分

場 所 長野市もんぜんぷら座 3階302会議室

出席者 委員9名（欠席2：上條麻美 委員、新井あゆみ 委員）、事務局5名

傍聴者 1名

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副会長選出 副会長 上條麻美 委員

4 部長あいさつ 地域・市民生活部長 藤澤勝彦

5 自己紹介 委員・事務局

6 協議事項

- (1) 長野市消費者行政の概要について（令和5年度実績）
- (2) 第二次長野市消費者施策推進計画の実施状況について
- (3) その他

（議長：会長）

協議事項(1)長野市消費者行政の概要について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

－説明－（資料1 令和6年度消費者行政の概要 P7～P23）

（議長）

ただいまの事務局からの説明について、質問等があればお願いしたい。

無いようなら、私から一つ質問をする。長野市くらしの安心サポーター研修会が開催できなかったとの説明があったが、どんな背景があるのか。

（事務局）

以前から消費にかかるくらしの会など女性団体の会の皆さんがサポーターになっていた。高齢化が進み、サポーターの基盤となる団体が、新たに入ってくる方もいらっしやらないことから、構成団体の減少があった。また、コロナ禍で約4年研修会を開催できなかった。コロナ禍も落ち着いたことから開催のアンケートをとったところ、研修会に参加できる方が2名だった。毎年、登録者の確認をとっていなかったため、活動中止や登録抹消などの申し出があった。そのため、高齢化等で組織自体の存続が難しいのが現状である。

(議長)

協議事項(2) 第二次長野市消費者施策推進計画の実施状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

－説明－ (資料2 第二次長野市消費者施策推進計画 施策の実施状況)

(議長)

ただいまの事務局からの説明について、質問等があればお願いしたい。

私から1つお聞きする。

学校における教育の充実で、重点目標1となっている「相談員の派遣」とは出前講座とは別のものなのか。

(事務局)

出前講座として小・中学校の教員を対象にセンターの相談員が教育センターで実施している。

(議長)

重点目標として、成年年齢の引き下げによるとあるが、18歳となると高校生も含まれる。教育現場への派遣とは、どこまでの範囲となるのか。

(事務局)

この計画を策定したときに、成年年齢引き下げのタイミングだったので、「成年年齢引き下げによる」という冠言葉がついている。年齢引き下げがあってもなくても、学校の中で、消費者教育はしていかなければならない。県にも市にも消費生活センターはあるが、長野市内には小、中学校で70強の校数があるため、そのうち、去年は、教員の先生63人に対し、相談員がお話しをさせていただいて、持ち帰って、指導にあたってもらようお願いしている。ただし、長野市域で実施しているので、県立の高校までは手が回らない。こちらでは把握できていない。

(委員(県))

学校長も委員で今日いらっしゃるが、学校も1年前から行事が決まっていて行政が教育現場に入り込むことはなかなか難しい。教員に学んでいただいて指導してください。というやり方は一緒である。SDGsがなぜこんなに普及したかということ、子供のうちから教育していくということもあるが、息子が言っても響かないが、じいちゃん、ばあちゃんは、孫のいうことなら聞く。(そういった背景があるので、)若いうちから学んでいくことは大事なので、引き続き消費者教育を実施していく。逆に県は、小中学校までは行き届かないので、市が実施していることはありがたい。連携しながら進めていきたい。

(委員)

成年年齢の引き下げがあったが、消費生活相談の10代の相談件数が極端に少ない。相談がないのか相談できないのか、実数が、この数字では判断できない。実際は、最近の若い人は慎重だ。自分のような年だと、スマホで簡単に契約してしまうが、若い人はよく理解していると思う。孫に教わっているようなことがある。だから、この数字はどうか。若い人が、消費生活センターに相談に行くのは無理ではないかと思うが、実際はどうか。

(事務局)

長野市は、数値でもわかるように相談件数は少ない。それが、来られないのか、相談がないのかは、どの組織でも把握することはできないと思うが、相談は親がしてくることがほとんど。そして、通信販売で6件の相談があるが、お金がないと引っかからない。大人になって、買えるようになると、そういったトラブルになるケースだと思う。18歳だと、まだ高校3年生の場合もあるし、自分のお金がないと、こういったトラブルにならないのではないかと思察する。

(委員)

相談してくる子は、よほどのケースであって、年齢が上がってくると、そうでもないようなケースでも相談にくるということかと思う。

(議長)

小中学生のうち、商品を注文するとかそういうことはないと思うが、大学生になると、私が所属する大学入学のオリエンテーションの場面などで消費者教育はするようにしている。投資や契約を含め話しをしている。

(議長)

協議事項(3) その他で、委員から何かあるか。

(委員(県))

新聞でも報道があったように県に4か所ある消費生活センターを1か所に集約するというので、長野市にも、影響があることなので説明をさせていただく。県議会9月定例会の開会時に知事が冒頭の提案説明で、来年4月1日から県消費生活センターを1か所に集約すると言ったことから、新聞報道された。寝耳に水だという方もおられるかと思うが経過を説明させていただく。

第3次長野県消費生活基本計画を消費生活協議会の答申を受け、令和5年度から9年度までの5年間で策定している。その中に県消費生活センターの集約化が入っているので、計画に則って、進めているところである。

—説明— (配布資料)

(議長)

この件について、質問等あればお願いしたい。

(委員)

オンライン相談をすることは良いことだが、周知方法については、インスタグラムでお願いしたい。最近の若者はインスタで情報を得ることが非常に多い。自分が発信するのではなく、見に行っているのでは、有効な手段だと思う。

(議長)

貴重な意見をいただき感謝。予定の協議事項は終了したので、進行を事務局に返す。

(事務局)

以上で協議事項はすべて終了した。皆様方のご協力に心から感謝を申し上げ閉会とする。